平成２２年（フ）第７９３号
神奈川県厚木市妻田西１丁目15番５号
債務者　畠山　　孝
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２５号
神奈川県足柄上郡大井町上大井448番地１サンハイツイシイＣ棟105号室
債務者　秋山　　誉
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４１号
神奈川県南足柄市飯沢221番地
債務者　牧村　元子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６４号
神奈川県小田原市東町３丁目12番47号
債務者　清村　澄代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８７４号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目11番22号　藤コーポ102号室
債務者　佐々木美栄（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９９号
愛知県江南市松竹町八幡27番地１
債務者　岡地　伸二
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７２６号
京都市山科区御陵中内町３番地
債務者　栄寿司こと　岡田　　進
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２７号
京都市山科区御陵中内町３番地
債務者　岡田　桃代
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０５号
京都市中京区壬生東大竹町３番地
債務者　坂本　真一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５１号
京都市中京区新町通姉小路下る町頭町97番地４　エステムコート京都烏丸802号
債務者　西村　雅人
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５９号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番37―111号、申立時の住所京都府八幡市橋本米ノ尾４番地の57
債務者　大竹口公一郎
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２４号
京都市南区西九条御幸田町104番地２　コーポＧ＆Ｓ303号
債務者　松下　義廣
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６０号
京都市下京区大宮通花屋町下る大宮２丁目585番地
債務者　橋本いく子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６４号
京都府長岡京市勝竜寺16番12号　長谷川荘２―Ｅ
債務者　田河　博敏
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５―８棟904号
債務者　長谷川信子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８７号
京都市上京区今出川通堀川西入西船橋町336番地　ライオンズマンション京都西陣902号
債務者　石田　　寛
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝16番地９―１号
債務者　石澤　　透
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係